

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成27年6月8日(月曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第5号

日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

日程第 2 議案第 50 号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 45 号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について

議案第 46 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 47 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 48 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

日程第 2 議案第 50 号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は 16 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 45 号ないし議案第 48 号

○議長（藤井裕一君）

日程第 1、議案第 45 号ないし議案第 48 号までの 4 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11 番 佐藤文雄君。

○11 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

それでは、議案第 46 号のかすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

今回、介護保険法の改正で一部を改正する条例ということになっておりますが、低所得者の保険料軽減措置を今回、第 1 号保険料第 1 段階に限った理由は何でしょうか。これが第 1 点です。

それから、その軽減措置の財源について、これについてどのようになっているのかお伺いいたします。

以上 2 点です。

○議長（藤井裕一君）

一問一答式でお願いいたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えをいたします。

低所得者の保険料軽減措置を第 1 号保険料第 1 段階に限った理由につきましては、地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、介護保険法の改正に基づきまして公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うためのものがございます。よろしく申し上げます。

[「答弁になっていない。なぜ第1号保険料第1段階に限ったのか」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君、もう一度お願いします。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今回は法律に基づきましての第1号保険者に限った者だけの軽減措置を行うものです。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際に法律が改正されたからこれを提案したというのではなくて、当初は第1号第2段階、これが現行を0.5から0.3に、そして特例第3段階を0.75から0.5に、そして第3段階を0.75から0.7に変えようというふうに当初考えていたんですよ。これに約1億3000万円ぐらいの公費を投入するということがあったんですが、消費税増税を10%、これを先送りにしたということで今回の措置になった、第1号になったんですね。これが1号被保険者だとどれだけの軽減になるかと、前回というかも第6期に入りましたから、第5期の場合の保険料は幾らですか。

そして、今回のやつはこの中身ですと2万9160円に軽減されていますが、幾らぐらい軽減されたことになりますか。その辺に対して、今私が話をした消費税増税の問題がこの根底にあると。本来は今言ったような1段階から第3段階まで軽減するというふうな方向であったということは認識していますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、消費税に絡みましての部分なんですけど、29年4月には保険料軽減に対しましての完全実施として、ただいま佐藤議員さんがおっしゃられたようなことで国のほうでも予定しているというふうなことがございます。まだそれが確定してございませんので、今回は確定している部分のみの軽減措置というふうなところでございます。

また、保険料の軽減につきましては、月額で2,430円というふうなことで今までの額との差につきましては270円ほど軽減されるというふうなことでございます。

また、今回の公費につきましては、589万6800円を見込んでいますのでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっと今、現行は0.5でしょう、基準が4,900円だったでしょう。0.5だと幾らなんですか。それと比較して、今現在が0.45になると月額何円で、年額何円軽減されるかというふうなきちっと言ってもらいたいんですよ。お答えできますか。3回までしかできないから、質問が。です

から私はこれできちっとした答えを求めているんですよ。実際に今言ったように、現行が幾らで現行でないのが、今の0.45にした場合は幾らなのか、このことについてきちっと答えてください。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時09分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えします。

まず、第5期の4,900円であった場合がございますが、0.5でございますと2,450円、それが0.05軽減するというようなこととなりますと2,205円というようなところでございます。また、今回の第6期の介護保険料につきましては、0.5でございますと2,700円、それを0.05の軽減措置を行いますと2,430円というようなことでございます。

また、第5期から第6期に上がった分での比較につきましては、軽減措置を行う前の割合0.5でございますが、その場合には5期と6期を比較しますと250円値上がりをしてございます。また、0.05の軽減措置を行った場合につきましては225円が増額というような額となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

数字的にちょっとわからないんですけども、現行が4,900円で……

○議長（藤井裕一君）

3回目です。

○11番（佐藤文雄君）

3回目でもいいんですよ、まともに答えていないんだから。議長の判断でまたやってもらえばいいんですけども、4,900円が0.5だと5,450円でしょう。そして今度は基準額が5,400円になったんじゃないか。5,400円ですよ。そうすると、コンマ45を掛けると2,430円になるんですよ。そうすると、2,450円引くと月額20円、20円マイナスになるんですよ。そしてそれが12カ月、1年ですから20掛ける12だと240円年間引き下がるというふうになるんですけども、この点確認していただきます。今のとちょっと違うんじゃないですか。違うから言っているんです。正しければ別にいいんですよ。どうですか。5,400円掛ける0.45じゃないの。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

4,900円の場合の0.5割ですと2,450円でございます。それを0.05の軽減措置を行いますと2,205円というようなことで、差としましては……

[佐藤議員「現行はそうだけれども、今度の改正でどうなんですかということ。よく聞いているのか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんがおっしゃるように月額20円の差で、年額240円でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことなんですね。それで今度は軽減の措置の財源についてお伺いします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

公費の負担でございますが、国が2分の1、県と市が4分の1ずつでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

金額もついでに言ってもらえればいいんですけども、ですから20円でしょう、月額は。20円だと国が10円、県が5円ですか、市が5円、これが12カ月分ということになりますよね。ですから本当に微々たるものなんです、いずれにしてもこの対象となる第1号被保険者数は何人なんですか。そして、そうすると総額は、人数掛ける金額になると思いますが、それは幾らになるのか、これについてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

対象者として1,820名を見込んでございます。軽減の負担見込み額につきましては589万6800円でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

1号被保険者数はそうなんだけれども、今回低所得者層の第1号被保険者の第1段階の人の対象が何人になるんですかということなんです。ごめんなさい、1号被保険者全体の1,820人が対象ということなんです、第1段階の。そうですか。ということは1,820掛ける年間240円、そうすると43万6800円になりますが、この点の数字をもう一回確認して次の私の質問に移ります。

今度この介護保険制度の財源構成というのは、公費が50%、保険料が50%、その50%のうち今年度は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%に変わりましたね。そうすると、今回の措置でその財源構成が若干変わってくると思いますが、どのくらいの影響、変化があるんでしょう

か。

それと、市が4分の1負担というふうに今おっしゃいましたが、そうするとその財源はどこから捻出するのでしょうか。一般財源でしょうか、お答え願います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えします。

1,820名が対象でございまして、年額1人当たり240円でございますので43万6800円が見込まれるというような額でございます。

また、財源につきましては、市のほうにつきましては一般財源からの財源措置でございます。147万4200円になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、もう一つ質問するように言ったんですけれども、240円の人数なんで……

○議長（藤井裕一君）

3回目が終わりました。次へ移ってください、佐藤議員さん、3回目終わりました。

○11番（佐藤文雄君）

2のやつの3回目だけ。

○議長（藤井裕一君）

はい、そうです。次へ移ってください。

○11番（佐藤文雄君）

後でまた細かく、議案審査特別委員会でやりたいと思います。

じゃ、よろしいですか。これは終わって次、退席してからまたですか。

○議長（藤井裕一君）

続けてやってください。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしてもそういう金額のことについてきちっと精査をしていただきたいなというふうに思うんですね。

今回、一般会計補正予算のことについて、基幹系電算システム管理事業のマイナンバー関連事業に伴う委託料についてお伺いいたします。

朝日新聞にこんな記事が出ていたんですね。「マイナンバー8割、準備まだ。国民一人一人に番号が割り振られるマイナンバー制度が来年1月から始まるのを前に、準備を手がけていない企業や地方自治体などが8割以上あることがわかった。準備が間に合わないところが続出するおそれがありそうだ」ということがまず1つ挙げられているんですが、これと関連しているのでしょうか。間に合わないというか準備が手がけられていない地方自治体に当市は入るのかどうかですね。

それと、今回問題は、年金機構がサイバー攻撃で、かなりの数がサイバー攻撃で情報が流出したという問題があります。国民は全然メリットはないんだけど、行政のほうでこれをやるんですが、セキュリティーの問題が一番問題。情報保護の問題で一番問題になってくると思うんですね。で、今質問したのは、1つは準備がまだなので準備のために今回委託をするということなのか、それとセキュリティーについてはどのようにこの委託の中にあるのか、その点についてお答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、お答えいたします。

まず1点の準備がどうなんだというような状況でございますが、今回の場合にはセキュリティー、情報流出とは別に、着々と事業実施へ向けたスケジュールを、工程を組んでおります。その中で、総務省の事業費の見込みが増加をしたという点につきまして3点ほどシステムの改修がございます。まず1点は、住民基本台帳のシステムの改修、それから税情報のシステムの改修、それから一番肝心な部分になってきますが、宛名管理のシステムの改修がございます。そういった大型改修により、今回の場合には補正予算で対応するというようなことでございます。市町村独自ではなくて、国の通達、国の制度スケジュールの中での、それに合わせた形の補正予算というふうに捉えていただければなというふうに思っております。

また、年金機構等の問題についてご質問があった件に関しましては、非常に制度面、システム面においても情報セキュリティーというものは大変重要な部分でもございます。そういう中で、今回の年金機構の場合によっては1台の端末において、いわゆる住民情報と言われる基幹系システムと内部情報系を1つの端末で扱っていたというようなところが問題かなというふうに私は思っております。

当市につきましては、基幹系システムと内部情報システムをそれぞれに分けて対応しているということでもございます。また、それらに関しましてのアクセス制限等についても、今後のマイナンバーカードを進めていく上で、アクセスができる職員、できない職員ときちっと分けていくのと、それから情報を暗号化するというのも一つ考えておりますので、これは国全体の中での制度の中で対応するという考えでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、年金情報の流出、約125万件でしたね、これはメールを開いたらそれがウイルスに感染して、それをもたもたしているうちに本体とLANケーブルを抜かないでやったためにこれがどんどん拡大したという、そういう年金機構の情報管理の弱さということも指摘されていると思いますが、いずれにしても、今回の委託についてはこういう問題ではなくて、私が今朝日新聞のことを取り上げて、各自治体で準備がおくれているという意味での委託ではなくて、国が指示をしている委託、具体的な委託が、ですから当市だけではなく全国の市町村が今回こういう委託業務を発注する予定だということでの理解でよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そのとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、今回のナンバー制については非常にセキュリティーの問題では一度漏れたら大変な事態になるということ指摘されると思うんですね。今、年金機構が検証中だということで、これは逆にことしの10月から実施するということについては、かなり検討を要するということでも国会で審議されているようであります。

それで、もう一つは、マイナンバー制度導入に伴って個人情報保護条例、この改正条例を土浦市では今度の6月議会を出しているんですね。全県的にはそういうふうに先に6月議会に出しているのかどうか。本市は今回出さなかった最大の理由は何でしょう。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今回の土浦市の個人情報の関係でございますが、このマイナンバーカードに即して個人情報の保護条例を提案したというわけではないと思います。土浦市のほうに確認しましたところ、土浦市の税条例の中での一部変更があったもので、その部分について改正案を出したというふうに伺っております。個人情報の関係になりますと総務部になりますけれども、マイナンバー全体の個人情報で考えれば、これからの作業の工程の中でスケジュールどおりにそういう条例案のほうも提案させていただければというふうに思っております。

[「全県的にどうなんですか」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（木村義雄君）

恐らく全県的にはこの次の第3回あたりが個人情報の条例改正案が出てくるものというふうには考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ということは、土浦のやつは一部の保護法の、条例の一部というか、大きな枠でのマイナンバー制度改正に伴うものではないというふうな認識でよろしいですか。そういうお答えで確認してよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そういう認識をいただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。
以上で通告による質疑は終了いたしました。
ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第45号ないし議案第48号までの4件は、議長を除く全議員で構成する平成27年第2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。
暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時44分

○議長（藤井裕一君）

再開いたします。

休憩中に平成27年第2回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

委員長に川村成二君、副委員長に設楽健夫君、以上のとおり当選されましたのでご報告いたします。

日程第2 議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本案は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事の仮契約を締結いたしましたので、本契約に切りかえるに当たり議会の議決をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、霞ヶ浦北小学校大規模改造工事で、工事場所はかすみがうら市下軽部地内でございます。契約の方法は一般競争入札で、請負金額は5億9126万7600円。契約の相手方はコスモ・鈴木特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市・コスモ総合建設株式会社。構成員はかすみがうら市稲吉南、鈴木林業株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第50号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案第50号の霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について質疑をします。

内容については議案審査特別委員会で行えばいいかなと思っております。そこで、簡単にお聞きしますが、1つは、今回一般競争入札でありまして、共同企業体方式にいたしました。前にも私は指摘したことがあるんですが、地元業者も組み合わせる方法をなぜとらなかったかという点に対して、今回地元の業者とのJVを組むというような形になったと思いますが、これについてまず1つお伺いいたします。

それから、参加者数、この入札に参加した業者、これは何社なのか。それから、もう一つは、この落札がどうなっているのか、特に予定価格に対して入札、今は予定価格ですね、契約ですから。入札の結果、落札の状況と落札率及び最低制限価格についてご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

今回、JV方式による入札を実施いたしました。以前、議員さんのご指摘にもございましてお答えをいたしましたけれども、JV方式を採用していない時期がございましたが、こちらにつきましては不調等が続きまして、1本での契約の形態をとって、なおかつJV方式を採用していな

かったというふうに承知をしております。

しかしながら、昨今の情勢等を踏まえ、またご意見等も踏まえまして、共同企業体方式で本年度は工事をを行い、この請負工事についてもその方式を採用したということで、契約が成立いたしておりますので、このような同様の形で契約を行ってまいります。

次に、今回参加いたしました業者ということでございますけれども、共同企業体は4共同企業体でございます、そちらは構成員の数を合わせますと9社ということになってございます。2社での共同企業体が3企業体、また3社での企業体が1企業体ございましたので、業者数で申し上げますと9社ということになろうかと思えます。

次に、予定価格でございますけれども、今回は税抜き6億830万円でございますので、落札が5億4747万円ということで、落札率は90%となっております。

次いで、最低制限価格でございますけれども、こちらは5億4570万5000円となっております。以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

最初の答弁で、前回は不調が続いたので単独の入札ということにしたんだというふうに言っていました、その事実関係はよくわかりませんが、いずれにしても不調が続くかどうかじゃなく、まずこれはトライをしてみたのと、最初はJV方式じゃなくて単独のやり方でやったのかどうか、入札を考えたのかどうか。それはやらないで最初からJVというふうな形で今回は入札にかけたということなのかどうか、これが1つ。

それから、4社と言っておりますが、合計でJVも入れると9社だと。ところで、かすみがうら市で建築のこういう大規模改造工事にかかわって、この資格条件を持っている業者は一体どのくらいいたんでしょうか。これが2つ目です。

それから、90%が落札率、最低制限価格もほぼ近い状況になっているかと思うんですね。最低制限価格が5億4507万5000円、これに対して落札金額が5億4749万。いずれにしても最低制限価格も約90%若干切る、これが90%ということなんです、こういう問題についてどのように捉えているか、この3点お答えいただけます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

今回の契約の発注方式の検討の経過ということでございますが、これは発注担当課のほうで判断いただいておりますけれども、本年度になりましてからはその単一での発注の形態から分離の工事の形態で発注をしたものもございまして、その後JVで発注をしたものもございまして。それぞれの工事の金額等を考慮して、分離なのかJV方式なのか、その辺の判断をされているものというふうに私のほうでは承知をしております。

また、市でこの資格条件のある業者数でございますが、申しわけありませんがちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんので、少しお時間をいただくか、後ほど提出をさせていただけ

ればというふうに考えてございます。申しわけありません。

次に、90%の落札率と最低制限価格もそれに近い数字ではないかということでございます。この予定価格のほうはずばり設計価格でございまして、歩切り等も行っております。そこへこの最低制限価格につきましても当日の9時で決定をいたしておりますので、適正な競争がなされた結果であるというふうに私のほうでは認識をしております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

じゃ、議案審査特別委員会、明日ですか、そのときに当市のこれにかかわって参加できる条件のある業者が幾つあるのか後で報告していただきたいと思います。

それと、落札率の問題で、最低制限価格と今回の落札率がほぼ近いと。それにまた近いところがまたあったんですね。その上が98.47%、その次が93.37%ということでございます。問題はこの落札した業者がどれだけの力を持っているか、従業員というか、この働く条件、いわゆる従業員がどれだけいるのかというのが問題だと思うんですが、これについてはしっかりした従業員が確保されているというふうに思いますが、それについては今の経営審査か何かでは、正式な従業員は当市の今回落札した業者は何人なんですか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

申しわけありません。人数を記録した資料は持ち合わせてございませんが、議員ご指摘のように経営審査の中で当然そういう負担能力はあるというふうに判断されているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3回目が終わりましたけれども。

○11番（佐藤文雄君）

今答えていないから。いいですか。

○議長（藤井裕一君）

質問を求めるんですか。

○11番（佐藤文雄君）

簡単に確認をしますから。

ですから今、議案審査特別委員会のときに経営審査でこの当市の、当該の落札した業者の人数、従業員数を今報告できなかったからきちっと報告してください、議案審査特別委員会で。お願いします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

以上で議案第50号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号の審査は、先ほど設置されました平成27年第2回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のための明日6月9日から17日までの9日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

次回は6月18日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前10時59分